# 日本実質GDPは4四半期ぶりのマイナス成長

～一時要因もあって減少した個人消費は持ち直すのか？～

## ポイント① 4四半期ぶりのマイナス成長

16日発表の7-9月期の日本の実質GDPは、前期比▲0.02%（同年率換算▲0.1%）と小幅なマイナス成長となりました。マイナス成長は25年7-9月期以来、4四半期ぶりです。項目別では、設備投資や在庫変動などがプラス寄与となった一方、個人消費や輸入などがマイナス寄与となりました。

## ポイント② 天候不順などにより個人消費減少

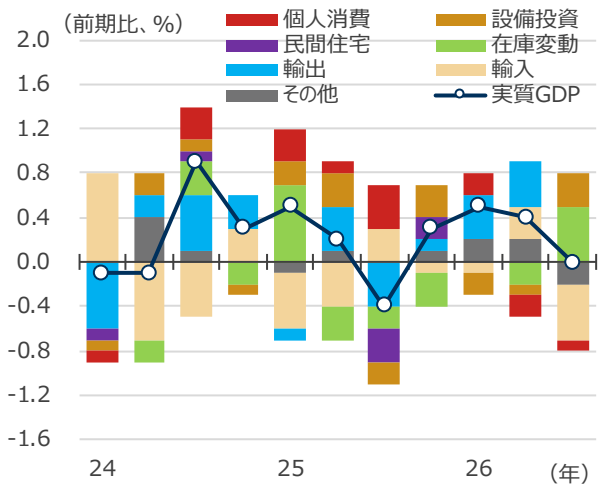
主な項目について詳しくみると、GDPから差し引く項目の輸入が増加し、GDPを大きく押し下げました。中東情勢悪化によって4-6月期に減少した原油輸入が、7-9月期に一転して増加したことが主因とみられます。一方、その影響によって7-9月期は石油の国家備蓄放出がほぼなくなり、在庫変動が大幅なプラス寄与となりました。この輸入と在庫変動は、原油に関連する特殊要因だったと整理できそうです。

また、マイナスとなった個人消費は、夏場の天候不順の影響に加え、自動車等の税制変更により4-6月期に生じた特需が剥落したことが重荷になったとみられます。一方、設備投資は旺盛なAI（人工知能）関連の投資需要を背景にプラスとなりました。

## ポイント③ 個人消費は持ち直すのか？

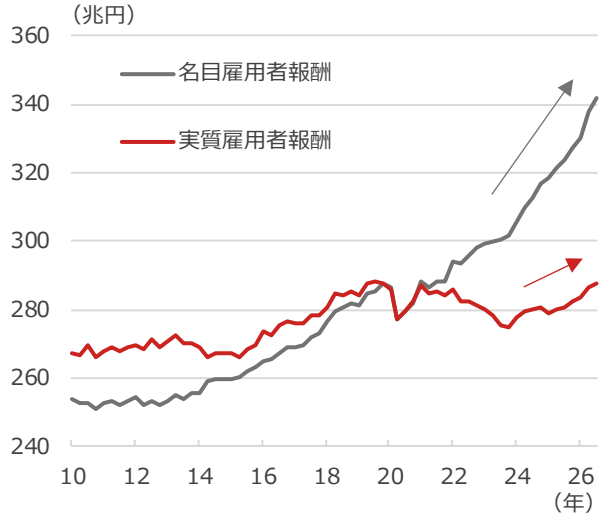
実質GDPの今後を占ううえでは、約半分を占める個人消費の動向が重要と考えられます。賃金の代表的な指標である雇用者報酬は、名目ベースだけでなく、物価変動の影響を除く実質ベースでも上向きの推移が続いており、家計の購買力は徐々に改善していると考えられます。10-12月期以降は、7-9月期にみられた一時要因が剥落するとみられる中、購買力の改善というプラス面を背景に個人消費が持ち直すのかが焦点となりそうです。

**実質GDP（国内総生産）成長率と主な項目別寄与度**




期間：2024年1-3月期～2026年7-9月期、四半期
・四捨五入の関係上、各項目の寄与度の合計は必ずしも全体と一致しません。
・個人消費は民間最終消費支出、設備投資は民間企業設備、在庫変動は民間在庫変動と公的在庫変動の合計。
（出所）内閣府（https://www.cao.go.jp/）より野村アセットマネジメント作成

**雇用者報酬**




期間：2010年1-3月期～2026年7-9月期、四半期
・実質雇用者報酬は2020年を基準に実質化。
（出所）内閣府（https://www.cao.go.jp/）より野村アセットマネジメント作成

**注目される経済指標など**

11月18日　日本貿易統計（10月）

11月20日　日本全国消費者物価指数（10月）

NOMURA
野村アセットマネジメント

当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される事があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

# 野村アセットマネジメントからのお知らせ

## ■ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧下さい。

## ■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

## ■投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年11月現在

| | |
|---|---|
| ご購入時手数料<br>《上限3.85%（税込み）》 | 投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。<br>投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。 |
| 運用管理費用（信託報酬）<br>《上限2.222%（税込み）》 | 投資家がその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。<br>＊一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。<br>＊ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。 |
| 信託財産留保額<br>《上限0.5%》 | 投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。 |
| その他の費用 | 上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 |

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

NOMURA
野村アセットマネジメント

商　　号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第373号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会